

競争的資金等の不正防止対策の基本方針

2019年1月17日改定
日本テクノサービス株式会社

日本テクノサービス株式会社は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)および「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正)に基づき、不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、研究活動等不正防止および競争的資金等を適正に管理・運営するための取組を行います。

1. 法令・指針・ガイドラインの遵守

弊社は、研究活動等不正防止に関する法令、国及び研究開発費配分機関等の定めるガイドラインを遵守いたします。

2. 責任体制の明確化

弊社は、競争的資金等の適正な運営・管理をするために、責任者を以下の通り定めます。

コンプライアンス規定についても同様とします。

最高管理責任者(実施総括責任者) : 代表取締役

実施責任者 : 事業部長、テクニカルセンター長

3. 不正防止のための各種規程、運用ルールの整備

弊社は、競争的資金等の適正な運営・管理を行うため、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、不正使用を防止する観点から、ルールの明確化・統一化、コンプライアンス教育の徹底による関係者の意識向上を図ります。また、公的研究開発費等の不正行為の防止に関する規程・運用ルールは、最新の法令、指針、ガイドラインに沿って随時見直すとともに、その内容を社内へ周知・徹底します。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

弊社は、競争的資金等の適正な執行管理をするため、以下の取組を進めていきます。

- ・物品等の発注及び検収業務において「購買プロセスフロー」を遵守する。
- ・予算執行状況について定期的に確認、情報共有し、問題があれば直ちに改善策を検討する。
- ・一定の取引実績のある業者から法規等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。
- ・不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を実行する。

5. 情報発信・共有化の推進

弊社は、研究活動における不正行為への対応および競争的資金等の使用に関するルールについて、社内外からの相談を受け付けます。また、研究不正行為および競争的資金等の不正使用等に関する通報(社内外からの不正の疑いの指摘、申し出等)に対応するため、通報窓口を設置します。

研究不正行為および競争的資金等の不正使用等に関する相談・通報窓口

日本テクノサービス株式会社 総務 宛

〒300-1234 茨城県牛久市中央一丁目19番地1

TEL : 029-873-6196 E-mail : furuya@ntsbio.com

通報者の個人情報、研究不正行為および不正使用等に関する調査目的以外に使用致しません。また、通報を行ったことを理由に、通報者が不利益な取扱いを受けることは致しません。

5. モニタリングの在り方

弊社は、競争的資金等の適正な管理のため、発注・検収・支払等の実施状況および会計書類を確認し、物品の実査等を行います。

以上